

岐阜県環境審議会条例

平成六年七月十五日 条例第十八号

(設置)

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定により、環境の保全に関し、基本的事項を調査審議させる等のため、岐阜県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第七条第一号に規定する国の方行政機関の長等を含むものとする。

(任期)

第三条 前条第二項第一号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(専門調査員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成六年八月一日から施行する。

(岐阜県公害防止条例の一部改正)

2 略

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。